

**令和7年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業
「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況
に関する調査」(委託先:公益財団法人未来工学研究所)
の調査結果概要について**

令和8年5月
文部科学省科学技術・学術政策局
科学技術・学術戦略官(制度改革・調査担当)付

1. 調査の背景と目的	1
2. 調査の内容と方法	2
3. 自ら研究開発を行う国研の調査：主な調査項目	4
3.1 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅰ.知的財産の創造	5
3.2 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅱ.知的財産の保護・管理	7
3.3 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅲ.知的財産の利活用	9
3.4 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅳ.組織体制・人材育成等	11
3.5 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅴ.その他（知的財産マネジメント等）	12
3.6 自ら研究開発を行う国研の知財活動に関する分析	14
3.7 自ら研究開発を行う国研の好事例	16
4. 研究開発支援機関（FA等）の調査：主な調査項目	19
4.1 研究開発支援機関（FA等）の取組	20
4.2 研究開発支援機関（FA等）の好事例	22
5. 各機関に共通する課題	24
6. 海外からの含意：知識の価値化	26
7. 今後の国研における知的財産の創造等に係る取組に関する提言	27
参考資料：有識者委員会構成	30

1. 調査の背景と目的

【背景】

- ・知的財産基本法(2002)
- ・知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)
- ・知的財産推進計画(毎年次策定)

➡ 知的財産立国の推進

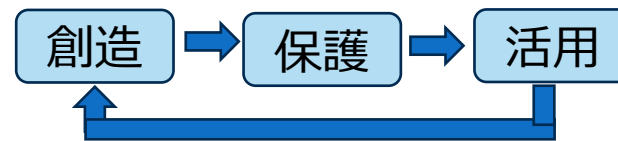
【研究開発機関の責務*】

- ・人材育成と研究、研究成果の普及
- ・研究環境の整備と充実

* 知的財産基本法第7条関係

➡ 知的財産の創造等の取組

知的創造サイクル



+ 人材育成・知財マネジメント

【本調査の目的】

- ・文部科学省所管の国立研究開発法人(国研)等における**知的財産の創造等に係る取組状況を調査・分析**

- ・**好事例・提言を含む報告書**として取りまとめ

➡ 文部科学省国立研究開発法人審議会(研発審)における国研に係る審議等に役立てる。

- ・各国研に共有し、取組のより一層の促進を図る。

2. 調査の内容と方法

【調査対象と調査内容】

区分	対象	主な調査項目
①自ら研究開発を行う国研*1	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省所管：国研7 ・他府省所管：国研4 計：11法人	知的財産の「創造」、「保護・管理」、「活用」、「組織体制整備・人材育成」、「知財マネジメント」など
②大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関(FA等)*1	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省所管：国研1 ・他府省所管：国研2、その他の独立行政法人3 計：6法人	主として国研に対する支援内容（支援策・支援先等）など

*1：機関名は次頁「調査対象機関名一覧表」参照。本資料では機関名を英略称で示す。

FAはファンディングエージェンシーを指す。

【調査方法】

	内容	備考
有識者委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目検討審議(第1回) ・CRDSによる講演「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題」*2、調査結果中間審議(第2回) ・調査結果審議・取りまとめ(第3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者委員会構成：巻末資料参照 ・委員会開催（計3回） 第1回：令和7年11月27日、ハイブリッド形式 第2回：令和8年2月26日、ハイブリッド形式 第3回：令和8年3月11日、ハイブリッド形式
調査実務 (公財)未来工学研究所	a.文献調査 b.アンケート調査 c.ヒアリング調査	a.①及び②の17法人 b.文部科学省所管の8法人 c. b+AMEDの9法人

*2：講演者：満生昌太氏、JST 研究開発戦略センター(CRDS) 横断・融合グループフェロー。
 なお、当該講演の部は文部科学省所管の各国研もオンラインにて傍聴。

【調査対象機関名一覧表】

区分	機関名	英略称	文献調査	アンケート	ヒアリング
①自ら研究開発を行う国研	(国研) 物質・材料研究機構 *	NIMS	✓	✓	✓
	(国研) 防災科学技術研究所 *	NIED	✓	✓	✓
	(国研) 量子科学技術研究開発機構 *	QST	✓	✓	✓
	(国研) 理化学研究所 *	RIKEN	✓	✓	✓
	(国研) 宇宙航空研究開発機構 *	JAXA	✓	✓	✓
	(国研) 海洋研究開発機構*	JAMSTEC	✓	✓	✓
	(国研) 日本原子力研究開発機構 *	JAEA	✓	✓	✓
	(国研) 情報通信研究機構	NICT	✓		
	(国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所	NIBN	✓		
	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構	NARO	✓		
	(国研) 産業技術総合研究所	AIST	✓		
②大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関 (FA等)	(国研) 科学技術振興機構 *	JST	✓	✓	✓
	(国研) 日本医療研究開発機構	AMED	✓		✓
	(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	NEDO	✓		
	(独) 工業所有権情報・研修館	INPIT	✓		
	(独) 日本貿易振興機構	JETRO	✓		
	(独) 中小企業基盤整備機構	SMRJ	✓		

*: 文部科学省所管の国研で、開発審の審議対象となっているもの。なお、AMEDは文部科学省も共管しているが、本調査では他府省所管として整理。



3. 自ら研究開発を行う国研の調査：主な調査項目

大項目	主な調査項目
I. 知的財産の創造	(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制 (2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置 (3) 研究者に支払う報奨金制度 (4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み (5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み (6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組み
II. 知的財産の保護・管理	(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準 (2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準 (3) 特許の棚卸し (4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス (5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題 (6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い
III. 知的財産の利活用	(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容 (2) 他の機関・企業等への広報の取組 (3) 地元・海外に対する知財・産学官連携に関する広報の取組 (4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント (5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い (6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題 (7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題 (8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容
IV. 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成	(1) 知的財産担当部署の組織体制 (2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況 (3) 弁護士・弁理士の活用状況 (4) 知的財産関連人材の育成方策 (5) 人事評価への反映
V. その他知的財産に係る取組 (知的財産マネジメント等)	(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況 (2) 知的財産の出願・保有数、知財収入 (3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入 (4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況 (5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容 (6) 知的財産・産学官連携に関するHP上における記載内容 (7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感ずる点 (8) 国際標準化の取組・課題 (9) その他 (AI・DX技術、経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動の現状)

3.1 自ら研究開発を行う国研の取組：I.知的財産の創造（1/2）

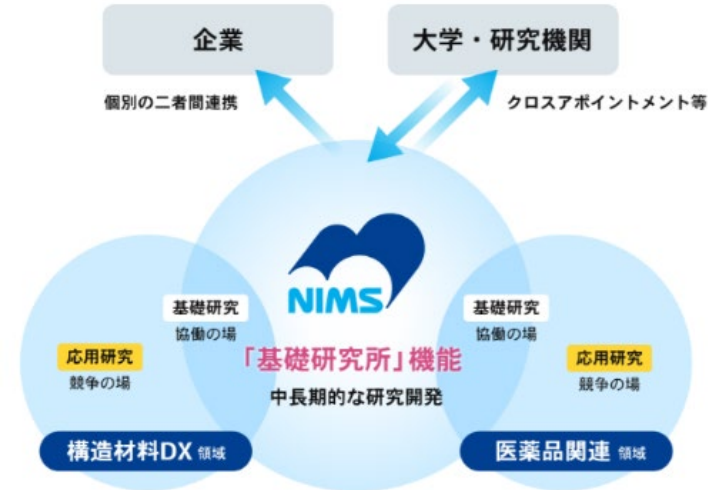
(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

産学連携体制の整備と一体化：調査7機関*1のうち4機関(NIED、QST、RIKEN、JAEA)では知財部門と産学官連携部門、スタートアップ支援部門を同一の組織内としている。他の機関では別部門となっているが、密接な連携下におく体制とされる。

組織対組織のオープンプラットフォーム：

共同研究の形態として、複数社が協調して課題解決に取り組む「オープンプラットフォーム」を設置し、組織対組織の連携を進める例もある。

(例：右図 NIMSのマテリアルズオープンプラットフォーム(MOP)*2はNIMSを中核とした業界別のMOPを形成し、同業多社間の事業で共通部分は協働する「水平連携」体制。現在複数の領域のMOPを運営中。他にJAEAなどの例あり)



(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

多くの機関で事前に共同研究契約書等のひな形を用いて、知財の帰属、実施条件、秘密保持等に関する合意形成を行っている。知財委員会は一律に設置する規程はないとする機関(NIMS、RIKEN、JAXA)があるが、大規模なコンソーシアム等で指定される場合などは設けられている。

*1: 調査7機関とは文部科学省所管の7つの国研を指す。本項以降では主にこの7機関を対象とした調査結果を示している。なお、項目によっては、他府省所管の4つの国研についても補足として示す。

*2: MOP <https://www.nims.go.jp/nims/introduction.html>

3.1 自ら研究開発を行う国研の取組：I.知的財産の創造（2/2）

(3) 研究者に支払う報奨金制度

職務発明規程等を整備し、特許等の登録時や、ライセンス等によって実施料収入が得られた際に、発明者個人に対して一定割合の補償金(登録補償金・実施補償金等)を支払う制度は、調査7機関の全てで行われている。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

ライセンス等の知財収入を研究現場に還元する制度は調査7機関のうち1機関(JAMSTEC)で行われている。他では確認されなかった。また、知財部局への還元制度はどの機関でも確認できなかった。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

企業等との共同研究・受託研究の際、企業等から提供された資金が、知的貢献費といった裁量性のある経費として研究現場に入る仕組みは、調査7機関のうち3機関(RIKEN、JAMSTEC、JAEA)で確認された。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組み

応募時の提案書作成支援を行う機関が多い。NIMS、QST、RIKEN、JAMSTEC、JAEAに加えてNARO、AISTなどでも個別作成支援があるとされる。

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願や審査請求、棚卸しの判断において、「実用可能性」「特許性(新規性・進歩性)」「市場規模・事業化の可能性」「ライセンスや共同研究の申し出の有無」を主要な基準としている。なお、外国出願において、主要な基準として「特許・技術の優位性(特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等)」を挙げたのは、調査7機関のうち3機関(RIKEN、JAXA、JAEA)であった。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の出願先となる国・地域は、特許に係る製品の製造拠点や主要販売拠点を中心に選定するという基本的な考え方が、調査7機関の全てで共有されている。

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸しを規程等で定めている機関は調査7機関中4機関(NIED、QST、JAXA、JAEA)である。棚卸しの実施時期は登録後、毎年(RIKEN)、3年後毎年(NIMS、QST)、4年後毎年(JAMSTEC)、7年後毎年(JAEA)、対象国・地域別に異なる(NIED)など様々である。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

出願時はスピードを重視して知財部門内で迅速に決定し、多額の費用を要する審査請求や外国出願、棚卸しの段階では、外部有識者を含む委員会等で慎重に審議するプロセスを採用している機関が比較的多い。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究、ライセンス等を進める際は秘密保持契約・秘密保持条項を有する契約を結び、また、秘密保持契約・秘密保持条項のひな形を策定している。これらは、調査7機関の全てで行われている。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

当該国研が研究成果(特許等)の帰属主体であり、研究者等が退職後も権利はその機関に留まるとする運用が一般的であり、調査7機関中6機関は職務発明規程などで定まっている。1機関(JAEA)は個別合意する運用とされる。なお、主発明者が他アカデミア機関に異動し、異動先で特許の活用を希望する場合には譲渡手続きを行う、とする運用も一部(NIMS、RIKENなど)でみられる。

(7) ノウハウの登録と管理

製造方法やデータベース、化合物情報など、論文や特許に書かない技術情報で商業的価値があるものを「ノウハウ」として登録し、一元的に管理している機関が複数(NIMS、QST、RIKENのほか、NICT、NARO、AISTなど)確認された。

3.3 自ら研究開発を行う国研の取組：Ⅲ.知的財産の利活用(1/2)

(1)他の機関・企業等との連携・協力内容

共同研究、委託・受託研究、技術移転、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成は調査7機関全て、技術相談・指導・コンサルティング及び施設・データベースの供用・共用は6機関、組織対組織による大型共同研究等はNIMS、NIED、RIKEN、JAMSTECで行われている。

(2)他の機関・企業等への広報の取組

HPの知財・産学官連携頁は調査7機関全て、展示会は6機関、学会発表は4機関、パンフレット類作成・配布は3機関、コンソーシアム・拠点等の形成によるターゲット企業との継続的な接点作りが3機関であった。産学共同フォーラムやCM・動画紹介は各1機関と少なかった。関係者によれば、メディアに取り上げられると問い合わせが増え、連携につながりやすいとされる。

(3)地元・海外に対する知財・産学官連携に関する広報の取組

地域連携・産学連携施策は調査7機関のうち3機関、地域企業との共同研究・受託研究は2機関で実施の状況。海外はHPの英語サイト、国際共同研究、学会発表などが3～4機関で行われている。海外ライセンスの契機となるのは、研究者同士のつながりや学会発表等が有力とされる。

(4)知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

特許化して広くライセンスを行う(オープン)技術と、外国等での模倣を防ぐためノウハウ・営業秘密として秘匿管理(クローズ)する技術を戦略的使い分けるマネジメントが定着しつつある。前項で示したようにノウハウの登録・管理機関が多くなっている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

知的財産の帰属(共同発明は共有や帰属割合)、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償(実施しない場合の補償・第三者利用の可否)、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは契約(共同研究契約、委託研究契約等)で定めている(調査7機関全て)。なお、不実施補償契約のひな形は2機関(NIED、JAEA)で運用されているが、企業との調整で難航する場合があるとされる。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

プログラム／DB著作物を第三者に提供等する場合は、関連する内部規程、ないしは職務著作(法人著作)として取り扱っている(調査7機関全て)。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

研究成果物(マテリアル・試作品・データ等を含む)を第三者に提供する場合は、関連する内部規程があり、それに沿って運用される(調査7機関中6機関)。その都度、個別に合意する機関(JAXA)もある。

(8) 国研スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

国研スタートアップへの知財ライセンスの優遇(実施料減免等)に加え、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を踏まえた新株予約権等の取得や兼業規程の整備が進んでいる。

(1) 知的財産担当部署の組織体制

本部に知的財産を所掌する専任部署が設置されている(調査7機関中6機関)。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材、弁護士・弁理士の活用状況

専任部署が設置されている機関では、職員数が12~31名と幅がある。多くの機関では部門内に弁理士や知的財産管理技能士などの資格保有者を配置するほか、外部の弁護士・特許事務所を顧問等として活用している。

(3) 知的財産関連人材の育成方策

資格取得の奨励(JAEA)や取得支援制度(JAMSTEC)などのほか、内部研修やOJT指導などで人材育成を図る例が多い。また、外部研修として、INPITが提供する知財関連研修やURA*研修、JSTやNEDOなどの目利き人材育成、支援人材育成講座、契約交渉実務の人材向けには、UNITT((一社)大学技術移転協議会)やJIPA((一社)日本知的財産協会)による研修などが活用されている。

(4) 人事評価への反映

調査7機関中、2機関(NIMS、QST)では、研究者の人事評価(昇進・任期更新・業績評価)に知財創出やライセンス活動を具体的に点数化して査定することを内部人事評価規程で決められている。他の機関では、点数化して評価することはしていない(2機関)、又は評価項目には含まれ、実運用上ある程度反映される(3機関)とする回答であった。

*: **URA** (University Research Administrator) : 大学等における研究マネジメント人材

3.5 自ら研究開発を行う国研の取組: V.その他(知的財産マネジメント等)(1/2)

(1)知的財産・産学官連携に関する**戦略・ポリシー、規程等**の整備状況

調査7機関全てにおいて、知的財産・産学官連携に関するポリシー又はガイドラインが策定・公開されており、組織横断的なガバナンスの基盤となっている。また、多くの機関で関連する規程や契約ひな形が整備されている。

(2)知的財産の**出願・保有数、知財収入**

機関の規模、研究者数、分野特性などにより、知的財産の成果水準には大きな差異が見られる。調査7機関では、2024年度において年間の特許出願数は9~434件、保有数は63~1880件、知財収入は7~613(百万円)と機関により10倍以上の開きがある。これらの評価に際しては指標間の関係性や効率性などの観点を含めた多面的な分析が求められる。なお、知的財産収入の対象には特許以外にプログラム/データベース著作物やノウハウなども含まれる。

(3)**共同研究・受託研究・技術指導等**の件数・収入

前項と同じように、機関のミッション、研究活動規模、分野特性などによって、機関間の差が大きくある。共同研究で見ると、2024年度において件数は102~975件、収入は85~1620(百万円)と開きがあり、とくにJAEAは件数当たりの収入が大きい。

(4)**スタートアップへの出資等**を通じた株式・新株予約権の保有状況

調査7機関の合計では、2020年度以降の5年間でみると、スタートアップの認定数は計30件、出資は計6件、新株予約権取得は計10件である。多い機関はNIMS及びJAXAであり、同期間において認定数、出資、新株予約権がそれぞれ8件、2件、2件であった。RIKENは同じく認定数5件、出資1件、新株予約権取得4件となっている。

3.5 自ら研究開発を行う国研の取組: V. その他(知的財産マネジメント等)(2/2)

(6) 知的財産・産学官連携に関するHP上における記載内容

各機関ともHP上で知的財産・産学官連携に関するページを設け、関連情報を体系化して発信している。

(7) 知的財産・産学官連携に関して**大学より有利・不利**と感じる点

調査7機関に対するヒアリング等で寄せられた結果の要約は次の通りである。

- ・大学よりも有利と感じる点：教育や学生対応を考慮せず知財管理や契約を進められるほか、必要な予算や体制を確保しやすい。組織規程の一体的運用や研究者との緊密な連携により、長期的かつ安定した研究推進が可能である。
- ・大学よりも不利と感じる点：学生や卒業生を基盤とする人材ネットワークが乏しく、分野の広がりにも制約がある。加えて、意思決定や手続に時間を要し、人材確保や外部資金活用にも課題があり、新たな事業や研究の立ち上げ・展開に制約がある。

(8) **国際標準化**の取組・課題

国際標準化の活動は、多くの機関でその重要性を認識しつつも、実務リソースの不足等から取組が遅れている状況である。一方、AISTにおける「標準化オフィサー」の配置やNICTの「標準化推進室」など、研究初期から標準化活動へ取り組む例も見られる。

(9) その他 (**AI・DX技術、経済安全保障**)の動向を踏まえた知財活動の現状

- ・生成AI等の活用は一部で試行・導入が進むが、主に補助的利用にとどまり、本格活用には至っていない。機密情報管理や精度への懸念もあり、導入は限定的な状況である。
- ・特許非公開制度等への対応は進むが、対象や基準が不明確でリスク評価が難しいとされ、機関内の体制整備や調整により手続負担が増加している。

3.6 自ら研究開発を行う国研の知財活動に関する分析:①主要指標と成果の関係

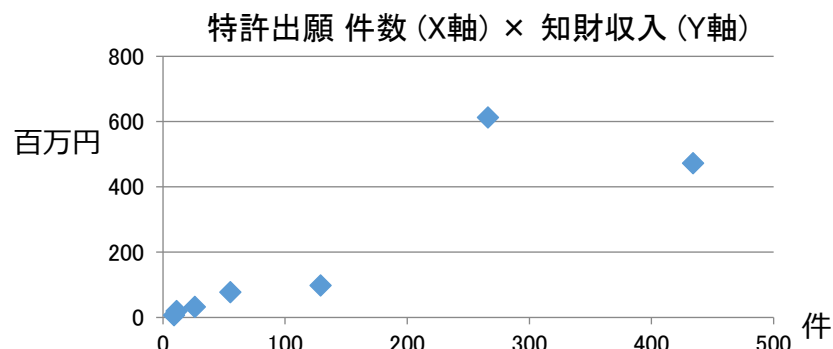
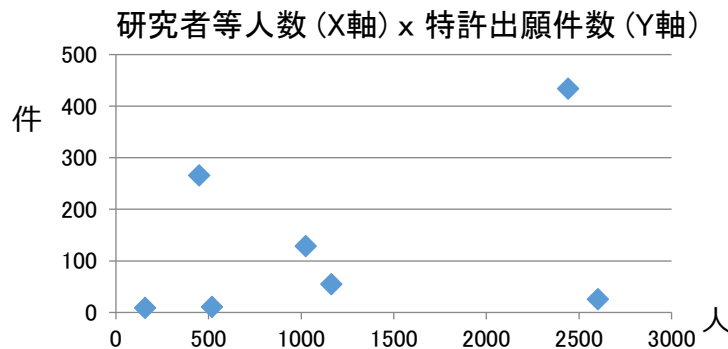
調査7機関での主要指標と知財活動成果との相関関係を表及び図で示す。

- ・研究者等人数と論文数とは強い相関あり。特許出願数との相関は弱く、機関ごとの差が大きい。
- ・特許出願件数と知財収入とは強い相関あり。単純比例ではなく、質的要因や特許以外の収入の影響がある。

	役職員数	知財担当職員数	研究者等人数	論文数	特許出願件数	保有特許権数	知財収入	共同研究件数	共同研究収入	機関全体予算
役職員数	1	0.51	0.95	0.87	0.59	0.48	0.40	-0.03	0.80	0.61
知財担当職員数	0.51	1	0.58	0.40	0.21	-0.03	-0.04	-0.29	0.26	0.23
研究者等人数	0.95	0.58	1	0.71	0.36	0.18	0.10	-0.02	0.66	0.73
論文数	0.87	0.40	0.71	1	0.87	0.72	0.69	-0.29	0.80	0.15
特許出願件数	0.59	0.21	0.36	0.87	1	0.90	0.88	-0.18	0.57	-0.20
保有特許	0.48	-0.03	0.18	0.72	0.90	1	0.98	0.02	0.61	-0.14
知財収入	0.40	-0.04	0.10	0.69	0.88	0.98	1	-0.14	0.63	-0.26
共同研究件数	-0.03	-0.29	-0.02	-0.29	-0.18	0.02	-0.14	1	-0.33	0.47
共同研究収入	0.80	0.26	0.66	0.80	0.57	0.61	0.63	-0.33	1	0.35
機関全体予算	0.61	0.23	0.73	0.15	-0.20	-0.14	-0.26	0.47	0.35	1

■ p値<0.05 □ p値<0.1

注: 上表の数値はピアソン相関係数(2指標間の関係の強さを表すもの)を示す。値が1、-1に近いほどそれぞれ正、負の相関が大きく、また、0に近いほど相関が弱い。P値は0.05以下で統計的に有意、0.1以下の場合には有意な傾向があるとされる。



3.6 自ら研究開発を行う国研の知財活動に関する分析: ②原単位分析

調査7機関(A~G)での規模の違いを補正した原単位分析(効率指標)を下表で示す。

- ・知財活動及び研究成果の効率には機関間で顕著な差異がある。
- ・研究者等人数と特許効率は連動しない。例：D機関、研究者規模は中、効率は高。
- ・特許保有規模が大きいことが、必ずしも知財収入効率の高さにつながらない。
例：C機関、保有特許は中、知財収入は高。B機関、保有特許は小、知財収入は中。
- ・共同研究件数の多寡が収入効率とは一致しない。例：B機関、件数は中、効率は高。

 各機関が異なる知財マネジメントモデルを有し、多面的な評価が必要。

機関	特許効率 (特許/研究者)		論文効率 (論文/研究者)		知財収入効率 (収入/保有特許)		共同研究収入効率 (収入/件数)	
	値	*	値	*	値	*	値	*
A	0.06	☆☆	0.94	☆☆	0.11	☆	0.57	☆
B	0.01	☆	0.53	☆	0.13	☆☆	11.02	☆☆☆
C	0.13	☆☆	0.64	☆☆	0.28	☆☆☆	2.48	☆☆
D	0.59	☆☆☆	3.01	☆☆☆	0.33	☆☆☆	7.45	☆☆
E	0.05	☆☆	0.29	☆	0.12	☆☆	0.12	☆
F	0.02	☆	1.02	☆☆	0.10	☆	1.01	☆☆
G	0.18	☆☆☆	1.18	☆☆☆	0.28	☆☆☆	8.06	☆☆☆

* : 効率の高い方から☆☆☆(高)、☆☆(中)、☆(小)の3クラス分けで表示

- **【JAEA】技術貢献料の仕組み**：企業等との共同研究や受託研究において、技術的な貢献分を「技術貢献料」(知的貢献費)として全体経費に上乗せ又は別枠で設定し、研究現場等へ還元する仕組みである。具体的には、受託研究等の経費算定に際し、直接人件費、施設設備の利用費、消耗品費等に加え、「技術貢献料」を直接経費として計上し、これに間接経費率30%を乗じて間接経費を算定する。技術貢献料及び間接経費は、原則として全額を研究実施部署に配分している。
- **【NIMS】EIR(客員起業家)制度の導入**：起業や経営の実績を持つ外部人材を客員研究員(EIR)として採用し、研究シーズの発掘からスタートアップによる社会実装の可能性検討までを行う取組である。戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期の一環として2025年度に運用を開始した。目標は「起業ネタ候補の発見」及び「GAPファンド等に申請可能な事業計画仮説の策定」であり、現状は公募により2名を採用している。
- **【NIMS】特許の内製化による権利化推進**：国内単独出願について、外部特許事務所に委託せず、知財部門が明細書の作成から出願・維持までを内製化。これにより費用を大幅に抑制し、外国出願を含めた多くの出願機会を確保している。
- **【JAMSTEC】出願決定のスピードと審議の分離**：特許出願時はスピードを優先し、決裁過程において会議体での審議を通さずに知財部門のみで決定し、高額な費用が発生する審査請求時に外部専門家も含めた会議体で慎重に審議する「二段構え」により、迅速性と統制を両立させている。

3.7 自ら研究開発を行う国研の好事例：知的財産の利活用・組織体制

- **【NARO】分野特性に応じた「知財ミックス」戦略**：研究成果の社会実装を重視し、知財・社会実装・標準化を一体的に進める知財マネジメントを展開している。特許に加え、植物新品種の育成者権の取得・活用を進めるとともに、栽培技術等はノウハウや営業秘密として管理するなど、農業分野の特性に応じた多様な知的財産の保護と活用を行っている。研究機関の多くは特許を主とする傾向がある中で、特許、育成者権、ノウハウ等を組み合わせた分野特性型の「知財ミックス」戦略を体系的に展開している。
- **【QST】シーズ集の作成と戦略的配布**：共用施設や取得特許の研究シーズをわかりやすくまとめた冊子「シーズ集」を作成し、展示会等で配布するとともにHPに掲載。企業からの問い合わせを誘発し、実施許諾等に着実に結びつけている。
- **【RIKEN】戦略的ライセンスとパッケージ化**：単一の特許ライセンスに留まらず、複数の特許技術を組み合わせたパッケージ化を推進し、企業に対する統合的なソリューションとして価値を高めて技術移転を行っている。
- **【QST】イノベーション戦略部による一体的マネジメント**：企業連携、知財の出願・維持、実施許諾、スタートアップ支援を「イノベーション戦略部」に集約。入口から出口までをワンストップで回すことで、限られたリソースでも高いシナジーを発揮している。
- **【NARO】外部スペシャリストの積極的登用**：内部育成が難しい知財戦略や事業開発分野において、民間企業から高度な専門知識と経験を持つ外部人材を任期付職員等として積極的に採用し、マネジメントの中核に配置している。

3.7 自ら研究開発を行う国研の好事例：その他の取組（知的財産マネジメント等）

- **【NIMS】ライセンス対価設計のメソッド化**：これまで担当者の経験則や裁量に依存する側面が大きかったスタートアップへのライセンス対価の設定について、対象となる知財の価値を一定のルールによって算出してこれを請求することとし、また、新株予約権による支払いを可とするにあたってその引受条件等をメソッド化した。
- **【AIST】国際標準化活動と知財の一体推進**：知財と標準化を一体で推進する体制を構築し、「標準化オフィサー」等の専門人材を配置。研究初期段階から国際標準化機関への提案や適合性評価制度の活用を戦略的に支援している。
- **【AIST】経済安全保障を踏まえた包括的情報管理**：「重要技術情報等管理規程」を制定し、出願前の管理から論文発表、共同研究先への情報提供に係る輸出管理審査までを一体的に運用し、技術流出防止と知財戦略を両立させている。

4. 研究開発支援機関（FA等）の調査：主な調査項目

大項目	主な調査項目
I. 組織体制・ガバナンス	(1)組織体制・ガバナンス (2)全体的な課題等
II. 支援内容・人材育成等	(1)ファンディング事業における知財創出のための取組状況 (2)知財支援に関する事業の取組状況
III. 成果指標	・中長期目標における評価軸 ・知的財産権の出願・登録・収入の状況
IV. その他	・今後対応が必要と考える課題など

以下、研究開発支援機関として主にJST及びAMEDを対象とした調査結果を示している。
なお、項目によっては、その他の4つの研究開発支援機関についても補足として示す。

4.1 研究開発支援機関（FA等）の取組（1/2）

I. 組織体制・ガバナンス

・組織体制

当該機関全体で統一的に知財関連業務を担う部門が設置される機関が多く、各事業・プログラムごとに知的財産や産学連携の担当が配置される機関もある。

・研究開発支援機関としての知財管理指針

FA等の各機関は研究開発支援先における知財マネジメントを支援・監督する立場にある。プロジェクト参画機関向けのガイドラインや、契約書ひな型、データマネジメントプラン(DMP)の基本方針を整備している。

・日本版バイ・ドール制度の適用

委託研究で生じた知的財産は原則として受託者に帰属させる一方、出願・登録・移転・実施の各段階でFA等への定期的な報告や事前承認を義務付けている。

・ファンディングプログラムによる知的財産の扱い

知的財産の取扱いに関する方針やルールが定められ、必要に応じて知財委員会の設置や知財合意書の策定が求められている。所管府省が制度設計を行うプログラムでは、当該府省の方針に基づき知的財産管理が運用され、各FA等と関係府省との間で調整が行われる。

II. 支援内容・人材育成等

・権利化及び実用化フェーズの伴走支援

大学等の外国出願費用を補助する制度(JST:権利化支援、INPIT:外国出願補助金等)や、国家プロジェクトの初期段階から知財専門家を派遣し、出願戦略や事業化を伴走支援する仕組みを提供している。

4.1 研究開発支援機関（FA等）の取組（2/2）

・広報・マッチングプラットフォームの提供

研究シーズと企業ニーズを結びつけるため、大規模な展示会(大学見本市等)や新技術説明会を主催するほか、オンラインのマッチングプラットフォーム：AMEDぷらっと®、J-GoodTech、J-Bridge等を運営している。

・スタートアップ創出・成長支援

大学等発スタートアップに対する研究開発費の助成や、インキュベーション施設の提供、アクセラレーションプログラム、ファンドを通じたリスクマネー供給など、起業前から成長期に至る多様な支援を展開している。

・人材育成プログラムの提供

産学官連携コーディネーターや知財担当者向けに、「目利き人材育成プログラム」などの実践的な研修を実施し、全国の支援人材のスキルアップとネットワーク構築に寄与している。

Ⅲ.成果指標・その他

・多様なKPIの設定

中長期目標等において、単純な特許出願・登録件数だけでなく、ライセンス実施許諾件数・収入、大学発ベンチャーの創出件数、事業化支援による外部資金誘引額などが支援先実績に係るモニタリング指標・評価指標として設定されている。

・オープン・クローズ戦略の要請

特定プログラム（経済安全保障関連など）において、採択機関に対してオープン・クローズ戦略を意識した知的財産及びDMPの策定を求めている。

4.2 研究開発支援機関（FA等）の好事例（1/2）

(1) 体制・ガバナンス

- ・【NEDO】実務を支えるきめ細やかなサポート：バイ・ドール制度等に伴う複雑な知財管理実務に対し、説明会資料、動画、システム操作手順書、誤り事例集、Q&A(年度版)を体系的に公開し、受託者の学習コスト低減と確実な運用を支援している。
- ・【AMED】バイ・ドール報告のオンライン化：受託機関の事務負担を軽減するため、独自の「バイ・ドール報告受付システム」を導入し、複雑な知財関連の報告・申請手続きのオンライン化・効率化を実現している。

(2) 支援内容・人材育成等

- ・【JST】新技術説明会と大学見本市：全国の大学等の研究者自らが企業に向けて直接プレゼンを行う場(新技術説明会、大学見本市)を長年提供。充実したデータベースと運営ノウハウにより、高いマッチング率と具体的な共同研究・ライセンス事例を創出している。
- ・【AMED】実用化・知的財産支援メニューの体系化：無料の専門家相談窓口「Medical IP Desk」や、製品像を明確化する「TPP策定支援」など、初期相談から事業化戦略立案までの支援メニューをワンストップで体系化し、研究段階に応じた伴走支援を提供している。
- ・【INPIT】知財戦略プロデューサーの派遣：大学や国研等のプロジェクト初期段階から専門家(知財戦略プロデューサー)をハンズオンで派遣し、シーズ発掘、出願戦略策定、スタートアップ創出までを一貫して支援する「iAca」「iNat」事業を展開している。
- ・【JST】目利き人材育成プログラム：大学や公的研究機関の産学官連携・技術移転担当者を対象に、20年以上にわたり実践的な研修(目利き人材育成プログラム)を実施。全国規模での知財・産学連携人材の底上げと強力なネットワーク構築に貢献している。

(3) 成果指標

- ・【JST】特許のパッケージ化による価値向上と収入獲得：IGZO系酸化物半導体TFTの技術は、細野秀雄 東京工業大学教授(当時)らがJST創造科学技術推進事業(ERATO)にて発明したものであり、JSTが保有する基本特許を中心として、大学等が保有する周辺特許等を含め、強固な特許ポートフォリオを形成、パッケージ化し、JSTが一括して国内外の複数メーカーとの間でライセンス契約を締結するなど成功を収めている。

(4) その他

- ・【AMED】AMED-FLuXによる実用化ギャップの解消：産業界(製薬企業)の有識者が外部アドバイザーとして参画する会議体「アカデミア医薬品シーズ等開発推進会議(AMED-FLuX)」を設置。基礎研究の段階から産業界の視点を導入し、アカデミアと企業間の実用化ギャップを埋める支援を行っている。
- ・【JETRO/SMRJ】グローバル展開とオンラインマッチングの融合：「J-Bridge(JETRO)」や「J-GoodTech(SMRJ)」といった独自のオンラインプラットフォームを運営し、日本のスタートアップや中小企業が、国内外の大手企業等とオープンイノベーションに向けた協業・提携を迅速に行える環境を整備している。

※ 本項目の好事例は、好事例とされた事業等の自ら研究開発を行う国研による利活用や、研究開発支援機関（FA等）における横展開が期待されるもの。

5. 各機関*に共通する課題 (1/2)

(1) 研究者の意識と知的財産マインドのギャップ

研究者は論文や学会発表を優先し、特許出願等への動機が弱い傾向がある。出願前の公知化や届出不足も見られる。事業化や標準化を見据えた方針が十分共有されず、知財管理の必要性が現場で具体的に認識され難い。

(2) 知財専門人材の慢性的な不足と育成・定着の困難さ

知財や産学連携を担う人材が不足し、研究現場での発明発掘が十分でない。人事異動や処遇の不明確さにより育成と定着が難しい。契約や事業化等を含めた機能を担う体制や外部人材の活用も課題である。

(3) 知財取得・維持における資金的制約

外国出願や維持費の増加により出願国の選択が制約されている。単願が望ましい場合でも共願を選択したり、共有特許の費用負担さえも困難な場合がある。予算不足は評価や事業化支援等にも影響し、知財活用と資金循環を阻害する構造的課題となっている。

(4) 基礎研究シーズと産業界ニーズのミスマッチ

基礎研究や基盤的技術は、産業の需要と直結しにくく、実用化への移行が困難である。単独特許では活用されにくく、市場性や標準化可能性等を含めた総合的な評価が、発明形成や出願判断の段階で十分行われていない場合がある。分野特性やミッションに応じた対応が必要である。

*: ここで**各機関**とは主に自ら研究開発を行う国研(調査対象の11機関)を指すが、主要なステークホルダーとして研究開発支援機関(FA等)も間接的に含まれる。

5. 各機関に共通する課題 (2/2)

(5) 契約実務の高度化・複雑化と事務負担の増大

連携の多様化により契約条件の調整や事務負担が増大している。データやプログラムの取扱い、スタートアップ支援等に対応が難しい。契約は社会実装に影響するため、契約条件の標準化と高度化が重要である。

(6) 経済安全保障(特許出願の非公開制度等)への対応

特許非公開制度への対応により、出願可否の決定等において実務上のリスク評価が難しくなっている。情報管理と研究活動のオープン化との両立も課題である。国際展開や標準化と整合した知財戦略が求められ、制度面での整理が必要である。

(7) 総括

各機関に共通する課題は、研究者意識、人材、予算、契約等に分かれるが、その根底には事業化を見据えた**知財マネジメントや契約管理、体制及び予算の不足**という構造的課題がある。また、統計分析からは、研究規模や出願件数だけでは説明できない成果効率や収益構造の違いが確認されており、**知財マネジメントの戦略性や体制設計、研究成果を事業化や国際標準化と結び付ける機能**の有無が重要な論点となっている。したがって、これらの課題への対応は各機関に委ねるだけではなく、研究者評価基準の見直し、専門人材の処遇改善、外部人材の活用促進、知財関連費用の確保、データ・標準化を含む知財マネジメントの基盤整備、さらに関係府省庁及びFA等における委託研究等に伴う手続・報告様式の統一化など、**国レベルでの支援体制と環境整備が必要**である。

6. 海外からの含意：知識の価値化

- 研究開発成果の社会還元において、従来の特許ライセンスやスタートアップ設立などの「技術移転(Technology Transfer)」の枠組みを超え、欧州を中心に提唱されている「**知識の価値化(Knowledge Valorisation)**」の概念を取り入れることが重要である。
- これは、データ、ノウハウ、ソフトウェア等を含むあらゆる知識を、経済的価値のみならず、社会的インパクトや政策形成、標準化への貢献といった広範な「社会的価値」へと変換するプロセス全般を指す。
- この場合、知的財産は自機関の権利を守ることが主眼ではなく、多様なステークホルダーとの「共創を促進するためのツール(架け橋)」として再定義される。
- WIPO GREEN*の知的財産を活用したエコシステム構築事例に見られるように、国研は中立的な立場を活かし技術の提供者と解決策の求道者を結びつけるプラットフォームとして、課題解決に向けた社会実装(アウトカム)へ強くコミットする役割が求められている。

項目	従来の技術移転	知識の価値化
対象	主に特許・技術、ハードウェア	データ、ノウハウ、人文学・社会科学の知見を含む全知識
主な出口	ライセンス収入、スタートアップ設立	経済的価値、社会的インパクト、政策提言、標準化
アプローチ	研究から市場への線形モデル	多様なステークホルダーが参加するエコシステム型
評価指標	特許出願数、実施料収入	社会実装の度合い、標準化への貢献、ウェルビーイングへの寄与

*: 国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)が2013年に設立した、環境技術の普及と技術移転を促進するグローバルなプラットフォーム。 <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

トップが**知財を経営の核として主体的に導き**
研究成果の**社会実装を促進**して**社会価値の最大化**を図る



1. 研究戦略と連動した知財戦略の高度化 (②)*

知財を単なる権利取得ではなく社会実装を促進する手段と位置付け、研究企画段階から事業化や国際標準化を見据えた知財戦略の設計が必要である。特許、データ、ノウハウ等、分野特性に応じた保護・活用手法の構築が求められる。

2. 知財機能と産学連携機能の一体的推進 (②、③)

研究成果の創出から技術移転、社会実装までを一体的に捉え、統合的に管理する体制整備が必要である。共同研究等では、実施状況の把握や第三者ライセンスの確保など、社会実装機会の最大化を意識した契約管理の高度化が求められる。

3. 発明発掘体制の強化 (②、③)

有望なシーズを取りこぼさないよう、研究初期から知財担当者が関与し、市場性や競争環境、国際展開の可能性を踏まえた発明形成を促進する伴走支援体制の拡充が望まれる。

4. 研究者インセンティブの充実 (①、②、③、④)

発明補償や利益還元に加え、標準化やスタートアップ創出など社会実装への貢献を業績評価に位置付け、適切に報いる制度改革が必要である。産学連携等において民間企業も含めた取組が必要である。

*: 主な提言先 ①: 所管の府省及び国研関連の審議会、②: 自ら研究開発を行う国研及びその知財担当役員
③: 研究開発支援機関(FA等)及びその知財担当役員、④: 民間企業などの連携先

5. 知財ポートフォリオ管理の高度化 (①、②)

特許の活用可能性や市場性に基づく評価を行い、維持費用の効率化と有望特許への資源集中を図る必要がある。特許に加え、データやソフトウェア等の適切な管理と活用促進も求められる。

6. 知財専門人材の確保と育成 (①、②、③、④)

高度化する実務に対応するため、知財担当者のキャリアパスと適正な処遇の確立が急務である。あわせて外部専門家の活用や国研、FA等、企業との人材交流の促進も重要である。

7. 国際展開を見据えた知財戦略の強化 (①、②、③)

外国出願費用の確保や助成制度の拡充が求められるほか、国際標準化や海外企業との共同開発など、知財を起点とした国際展開の視点と体制整備が必要である。

[今後の調査・分析の課題] (①)

今後、以下の観点での追加的な調査により本報告内容等の更なる分析が望まれる。

- ・我が国の**大学との比較分析**に加えて、MITやFraunhoferなど、**海外トップクラスの研究機関との比較分析**を行い、制度的課題を把握する。
- ・社会実装への貢献度を評価する指標として、共同研究、技術移転、スタートアップ創出などを**含む多面的な評価指標(メトリクス)の開発**する。
- ・**研究分野ごとの知財戦略の違いを踏まえた分析**も求められる。

【有識者委員会構成】 ※五十音順、敬称略、所属・肩書は本調査実施時点の情報に基づく。

	氏名	所属・肩書
座長	浅見 正弘	元（一社）日本知的財産協会（知財協）理事長 前文部科学省国立研究開発法人審議会（研発審）委員
委員	大澤 辰彦	旭化成メディカル株式会社 戦略本部 製品戦略部付
	奥原 啓輔	プラチナバイオ株式会社 代表取締役CEO
	黒川 悟	（国研）産業技術総合研究所 計量標準総合センター 国際計量室 キャリアエキスパート
	早乙女 周子	京都大学 大学院医学研究科 社会健康医学系／知的財産経営学分野 特定教授
	富澤 宏之	科学技術・学術政策研究所 客員総括主任研究官
	平出 高久	（独）工業所有権情報・研修館 知財戦略部 知財戦略エキスパート
文部科学省	伊藤 嘉規	科学技術・学術戦略局科学技術・学術戦略官(制度改革・調査担当)
	仲 邦彰	同局科学技術・学術戦略官付、 研究開発戦略課 評価・研究開発法人支援室室長補佐
	近藤 徳信	同局科学技術・学術戦略官付、 研究開発戦略課 評価・研究開発法人支援室係長
	オブザーバー	同局産業連携・地域振興課
事務局	(公財)未来工学研究所	